

第5章 重点的取組

第2章で述べた課題を踏まえ、重点的に取り組む必要があるものについては、本計画期間における重点的取組に位置付けました。

重点的取組は、所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による「子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議」により組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて推進します。

重点1 子どもへの切れ目のない支援の取組

第5期川崎市子どもの権利委員会の答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」(P. 53)において、子どもの各成長段階を通して切れ目のない支援を行うことが重要であるとの提言がありました。それぞれの施策が連携し、成長段階の移行期において子どもの権利保障の空白を生じさせないように、重点的取組に位置づけました。

生まれる前からを含めて、乳幼児期、就学期、思春期と、一人の子どもが成長していく中で、その子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援を行うための取組を推進します。

主な取組として、幼・保・小連携事業等を通して、保育園・幼稚園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を進めて一人ひとりの子どもへの支援の連続性を確保します。また妊娠・出産包括支援事業、要保護児童対策地域協議会などにより、子どもに関わる関係機関が適切な情報共有と連携を行うことで、子どもの各成長段階を通じた切れ目のない支援を行います。

<該当施策>

| 推進施策 | 計画期間の取組内容 |
|-------------------------------------|--|
| (14) 地域における子育て 及び教育環境の整備 等 | ⑳ 幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。 |
| | ㉑ 地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。 |

重点2 困難を抱える子どもを支援する取組

社会経済状況や子どもを取り巻く環境が変化する中、児童虐待、いじめ、家庭の貧困など、さまざまな困難を抱えている子どもがいます。子どもたちが抱えるこうした困難は、子どもが自分の力だけでは克服することが難しく、早急な支援が必要であることから重点的取組に位置付けました。

国籍や文化などの違い、性別や障害、経済状況などを理由とした差別や不利益を受けることがないよう、その子どもにあわせた支援と理解を広める取組を推進します。ひとり親や経済的に困窮する親等に対し、各種相談・支援事業等により養育を支援します。また、児童虐待やいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組および救済・回復の取組を推進します。

<該当施策>

| 推進施策 | 計画期間の取組内容 | |
|--------------------------------------|-----------|---|
| (4) 個別の必要に応じた支援 | ⑦ | 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。 |
| | ⑧ | 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。 |
| | ⑨ | 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。 |
| (7) 子どもの養育の支援 | ⑭ | 各種子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。 |
| (11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 | ⑳ | 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。 |
| | ㉒ | 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。 |
| (12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 | ㉔ | 育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。 |
| | ㉕ | 学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。 |

重点3 子どもの居場所を支援する取組

条例第27条では、子どもにはありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができるような「居場所」が大切であるとしています。子どもの居場所を確保することは、子どもに安心感を与え、自己肯定感を育むことにつながることから、重点的取組に位置付けました。

平成27(2015)年2月に発生した中学生死亡事件を受けてまとめられた「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」では、再発防止に向けた取組として、子どもにとって安心して過ごせる場所をさまざまな形で提供できるまちづくりが望まれるとしています。同報告書では、居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係を指しており、子どもの居場所にいる大人が居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要であるとしています。

子どもの居場所を少しでも多く確保するために、子どもが安心して過ごせるよう、地域全体で見守る居場所づくりに取り組みます。

主な取組として、こども文化センター等の子どもの居場所の提供、地域の寺子屋事業など、地域の居場所づくり事業を推進します。

<該当施策>

| 推進施策 | 計画期間の取組内容 | |
|------------------------|-----------|---|
| (15) 子どもの居場所の 確保 | ③⑩ | 地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター事業等の子どもの居場所づくりを行います。 |
| | ③⑪ | 不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。 |
| | ③⑫ | 子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。 |